

業務方法書の変更について

地方公共団体情報システム機構業務方法書(平成 26 年 4 月 10 日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定)の一部を次のように変更する。

第 3 条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

第 6 条第 3 号中「通知カード・個人番号カード関連事務」を「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」に改める。

附 則

この変更は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

業務方法書の変更の概要について

1 概要

- 引用している省令名の変更（第 3 条）
 - ・ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。
- 通知カード廃止に伴う個人番号通知書類の名称の変更（第 6 条第 3 号）
 - ・ 「通知カード・個人番号カード関連事務」を「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」に改める。

2 今後の手続

- 業務方法書の変更には、代表者会議の議決（機構法第 9 条）が必要。

3 新旧対照表

新	旧
(定義) 第3条 この業務方法書における用語の意義は、次の各号に定めるものを除き、機構法、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号法総務省令」という。）に定めるところによる。 (1)～(5) （略） （番号法の規定により処理することとされている事務） 第6条 機構は、機構法第22条第3号に掲げる番号法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。 (1)・(2) （略） (3) 番号法総務省令の規定により市町村長から委任された<u>個人番号通知書・個人番号カード関連事務</u> (4)・(5) （略） 附 則（令和2年5月 日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定） この変更は、令和2年5月25日から施行する。	(定義) 第3条 この業務方法書における用語の意義は、次の各号に定めるものを除き、機構法、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード、個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号法総務省令」という。）に定めるところによる。 (1)～(5) （略） （番号法の規定により処理することとされている事務） 第6条 機構は、機構法第22条第3号に掲げる番号法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。 (1)・(2) （略） (3) 番号法総務省令の規定により市町村長から委任された<u>通知カード・個人番号カード関連事務</u> (4)・(5) （略）

4 参照条文

○ 地方公共団体情報システム機構法（抜粋）

（代表者会議の権限）

第9条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 業務方法書の作成又は変更
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (4) 決算
- (5) 役員の報酬及び退職金
- (6) その他代表者会議が特に必要と認めた事項

2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。

3 代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律、他の法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（経営審議委員会）

第24条 機構に、経営審議委員会を置く。

5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第九条第一項第二号から第四号までに掲げる事項
- (2) その他定款で定める事項

6 理事長は、前項第一号に掲げる事項について代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が当該事項について同項の規定により述べた意見を報告しなければならない。